

II. 調査結果の分析

1. 各都道府県・指定都市・中核市別の保育所における外国人児童の入所状況調査

調査依頼した自治体からは、47都道府県、17政令指定都市、39中核市、計103であり、すべての自治体から回答を得ることができた（回収率100%）。

以下、回答結果について報告する。

(1) 外国人児童が入所している保育所数

各地方自治体管下の保育所で、外国人児童が入所している保育所について、その把握状況を尋ねたところ、表Aの結果が得られた。把握している自治体は、22都道府県（46.8%）、9政令指定都市（52.9%）、19中核市（47.8%）、計50自治体（48.5%）であった。この数字は、平成11年に同じ調査を行っているが、今回の経年比較で検討するとすべて把握数が減少している。特に中核市の把握は、88.0%から48.7%とかなり減少している。これは、中核市そのものの数が25市から39市と急増し、市町村合併もこの間多く実施されたこともあり、把握が追いついていないことが考えられる。

把握できている自治体を見ると、都道府県レベルでは、高い順に、埼玉県、愛知県と続いている。平成11年と比較すると、平成11年に最高であった東京都、4位だった神奈川県が「把握していない」と回答していること、今回最高である埼玉県が平成11年には「把握していない」回答だったため、全体の傾向として何かを言うことは難しい。しかし、例えば平成11年時も今回も回答している愛知県と大阪府を見てみると愛知県は、322か所から354か所へと少し増加している。しかし、大阪府は271か所から141か所に半減している。この理由について検討する必要があるであろう。茨城県、群馬県、長野県、岐阜県、三重県など、外国人労働者を背景とする外国人保育のニーズの高いところの状況把握が高いという傾向は、前回と同じであった。なかでも50か所ほどの変動があったのが、茨城県、三重県の増加、岐阜県の減少であった。政令指定都市では、横浜市、名古屋市が上位をしめている。これは、今回「把握していない」回答だった大阪市を除いて、前回の状況と同じである。中核市と桁が違うことから、大都市圏に集中しやすい傾向は前回の傾向と同じと言えよう。中核市は、最も増加しているのが高松市であった。

公立、私立保育所の数でいうと、50自治体において、公立保育所1,647か所、私立保育所1,662か所、計3,397か所で外国人保育が実施されている。公立・私立の割合がほぼ同数になったことが、平成11年（公立2,539か所、私立1,721か所）と比較して大きく変化したことである。この結果

は、当然保育所全体の公立・私立の割合が、平成11年当時保育所総数22,275か所、公立12,849か所、私立9,426か所から平成20年保育所総数22,900か所、公立11,319か所、私立11,581か所（厚労省調べ）となった変化を確認すれば当然の変化であろう。なかでも、都道府県では前回同様公立の方が高く、政令指定都市においても前回同様圧倒的に私立の方が高かった。しかし、中核市では前回私立が高かったが今回はやや逆転した。これは、都市部ほど私立の割合の方が高くなる傾向と言えるが、今回の中核市については、合併により幅広くなったと考えられる。

表A 外国人児童が入所している保育所数の把握状況

把握している：1 把握していない：2 回答なし：-

No.	都道府県・政令指定都市	問1 把握状況	問2 把握している保育所数			No.	政令指定都市・中核市	問1 把握状況	問2 把握している保育所数		
			公営	民営	合計				公営	民営	合計
1	北海道	1	8	8	16	55	名古屋市中核市	1	98	117	215
2	青森県	2	-	-	-	56	京都市	1	16	91	107
3	岩手県	2	-	-	-	57	大阪市	2	-	-	-
4	宮城県	1	9	2	11	58	堺市	1	14	35	49
5	秋田県	1	2	3	5	59	神戸市	2	-	-	-
6	山形県	1	5	11	16	60	広島市	2	-	-	-
7	福島県	2	-	-	-	61	北九州市	2	-	-	-
8	茨城県	1	75	96	171	62	福岡市	2	-	-	-
9	栃木県	2	-	-	-	63	新潟市	1	14	18	32
10	群馬県	1	35	110	145	64	浜松市	1	16	43	59
11	埼玉県	1	207	160	367	政令指定都市小計			340	583	923
12	千葉県	2	-	-	-	65	函館市	1	0	3	3
13	東京都	2	-	-	-	66	旭川市	1	-	-	-
14	神奈川県	2	-	-	-	67	秋田市	1	0	1	1
15	新潟県	2	-	-	-	68	郡山市	1	6	1	7
16	富山県	1	27	27	54	69	いわき市	1	2	0	2
17	石川県	2	-	-	-	70	宇都宮市	1	11	12	23
18	福井県	1	21	36	57	71	川崎市	1	9	5	14
19	山梨県	1	48	36	84	72	船橋市	2	-	-	-
20	長野県	1	142	39	181	73	横須賀市	2	-	-	-
21	岐阜県	1	-	-	-	88	相模原市	2	-	-	-
22	静岡県	1	7	17	24	75	富山市	1	14	15	29
23	愛知県	1	276	78	354	76	金沢市	2	-	-	-
24	三重県	1	103	94	197	77	長野市	1	11	17	28
25	滋賀県	2	-	-	-	78	岐阜市	1	13	8	21
26	京都府	2	-	-	-	79	豊橋市	1	4	37	41
27	大阪府	1	68	73	141	80	岡崎市	1	16	9	25
28	兵庫県	1	25	40	65	81	豊田市	1	21	10	31
29	奈良県	1	22	17	39	82	高槻市	2	-	-	-
30	和歌山県	2	-	-	-	83	東大阪市	2	-	-	-
31	鳥取県	2	-	-	-	84	姫路市	1	16	27	43
32	鳥根県	1	2	14	16	85	奈良市	2	-	-	-
33	岡山県	2	-	-	-	86	和歌山市	2	-	-	-
34	広島県	1	39	32	71	87	岡山市	2	-	-	-
35	山口県	2	-	-	-	88	倉敷市	2	-	-	-
36	徳島県	1	5	9	14	89	福山市	1	19	1	20
37	香川県	2	-	-	-	90	下関市	2	-	-	-
38	愛媛県	2	-	-	-	91	高松市	1	24	19	43
39	高知県	2	-	-	-	92	松山市	2	-	-	-
40	福岡県	2	-	-	-	93	高知市	2	-	-	-
41	佐賀県	2	-	-	-	94	長崎市	2	-	-	-
42	長崎県	1	0	3	3	95	熊本市	2	-	-	-
43	熊本県	2	-	-	-	96	大分市	2	-	-	-
44	大分県	2	-	-	-	97	宮崎市	2	-	-	-
45	宮崎県	2	-	-	-	98	鹿児島市	2	-	-	-
46	鹿児島県	2	-	-	-	99	青森市	2	-	-	-
47	沖縄県	2	-	-	-	100	盛岡市	1	3	1	4
都道府県小計			1,126	905	2,119	101	柏市	1	7	4	11
48	札幌市	2	-	-	-	102	西宮市	1	5	4	9
49	仙台市	1	19	19	38	103	久留米市	2	-	-	-
50	さいたま市	2	-	-	-	中核市小計			181	174	355
51	千葉市	1	57	28	85	合計			1,647	1,662	3,397
52	横浜市	1	84	212	296						
53	川崎市	2	-	-	-						
54	静岡市	1	22	20	42						

・把握している→50 ・把握していない→53

※調査時点は、H20/4/1現在。下記はそれ以外の調査時点。

北海道：H20/7、群馬県：H20/5/1、埼玉県：H19/10/1、長野県：H19/9/11、静岡県：H20/3、愛知県：H19/4/1、大阪府：H19/4/1、兵庫県：H19/4/1、沖縄県：H20/6/8、仙台市：H20/5/1、千葉市：H19/7/1、横浜市：H19/8/1、静岡市：H20/7/1、京都市：H19/11/1、函館市：H20/6/1、富山市：H20/5/31、姫路市：H17/4/1、高松市：H19/12/1

※埼玉県、愛知県：把握している人数は公立・私立での把握。富山県：県内富山市を除く14市町村中、12市町村分を把握（2市分把握できず）。兵庫県：不明の市町村が4ある。大阪府：吹田、守口、和泉、羽曳野、四条畷、交野、太子の7市町村分以外については把握している。

(2) 保育所に入所している外国人児童数

次に、各地方自治体の保育所に入所している外国人児童数把握状況を尋ねたところ、表Bの結果が得られた。把握している自治体は、先の回答より政令指定都市が1か所増えた。正確には、都道府県、中核市は先の数字と同じで、政令指定都市が10か所（58.8%）、計51自治体（49.5%）に外国人児童が入所している。

表B 保育所に入所している外国人児童数の把握状況

把握している：1、概数を把握している：2、全く把握していない：3、回答なし：-

No.	都道府県・政令指定都市	問3 把握状況	問4 人数			No.	政令指定都市・中核市	問3 把握状況	問4 人数		
			公営	民営	合計				公営	民営	合計
1	北海道	1	14	17	31	55	名古屋市	1	493	395	888
2	青森県	3	-	-	-	56	京都市	1	37	329	366
3	岩手県	3	-	-	-	57	大阪市	3	-	-	-
4	宮城県	1	17	4	21	58	堺市	1	77	97	174
5	秋田県	1	2	3	5	59	神戸市	3	-	-	-
6	山形県	1	8	24	32	60	広島市	3	-	-	-
7	福島県	3	-	-	-	61	北九州市	3	-	-	-
8	茨城県	1	205	261	466	62	福岡市	3	-	-	-
9	栃木県	3	-	-	-	63	新潟市	1	41	33	74
10	群馬県	1	240	527	767	64	浜松市	1	133	136	269
11	埼玉県	1	763	474	1,237	政令指定都市小計			1,711	2,146	3,857
12	千葉県	3	-	-	-	65	函館市	2	0	6	6
13	東京都	3	-	-	-	66	旭川市	1	0	0	0
14	神奈川県	3	-	-	-	67	秋田市	1	0	1	1
15	新潟県	3	-	-	-	68	郡山市	1	8	2	10
16	富山県	1	82	93	175	69	いわき市	1	3	0	3
17	石川県	3	-	-	-	70	宇都宮市	1	17	17	34
18	福井県	1	59	133	192	71	川崎市	1	18	9	27
19	山梨県	2	-	-	225	72	船橋市	3	-	-	-
20	長野県	1	404	197	601	73	横須賀市	3	-	-	-
21	岐阜県	1	-	-	508	74	相模原市	3	-	-	-
22	静岡県	1	-	-	296	75	富山市	1	32	41	73
23	愛知県	1	1,100	421	1,521	76	金沢市	3	-	-	-
24	三重県	1	500	432	932	77	長野市	2	33	46	79
25	滋賀県	3	-	-	-	78	岐阜市	1	37	48	85
26	京都府	3	-	-	-	79	豊橋市	1	17	357	374
27	大阪府	1	229	225	454	80	岡崎市	1	121	55	176
28	兵庫県	2	45	66	111	81	豊田市	1	117	193	310
29	奈良県	1	35	27	62	82	高槻市	3	-	-	-
30	和歌山県	3	-	-	-	83	東大阪市	3	-	-	-
31	鳥取県	3	-	-	-	84	姫路市	2	95	76	171
32	島根県	2	2	23	25	85	奈良市	3	-	-	-
33	岡山県	-	-	-	-	86	和歌山市	3	-	-	-
34	広島県	2	113	79	192	87	岡山市	3	-	-	-
35	山口県	-	-	-	-	88	倉敷市	3	-	-	-
36	徳島県	1	10	25	35	89	福山市	1	39	1	40
37	香川県	3	-	-	-	90	下関市	3	-	-	-
38	愛媛県	3	-	-	-	91	高松市	1	73	77	150
39	高知県	3	-	-	-	92	松山市	3	-	-	-
40	福岡県	3	-	-	-	93	高知市	3	-	-	-
41	佐賀県	3	-	-	-	94	長崎市	3	-	-	-
42	長崎県	1	0	3	3	95	熊本市	3	-	-	-
43	熊本県	3	-	-	-	96	大分市	3	-	-	-
44	大分県	3	-	-	-	97	宮崎市	-	-	-	-
45	宮崎県	3	-	-	-	98	鹿児島市	3	-	-	-
46	鹿児島県	3	-	-	-	99	青森市	3	-	-	-
47	沖縄県	3	-	-	-	100	盛岡市	1	8	1	9
都道府県小計						101	柏市	1	19	9	28
48	札幌市	3	-	-	-	102	西宮市	1	9	4	13
49	仙台市	1	46	53	99	103	久留米市	3	-	-	-
50	さいたま市	2	59	29	88	中核市小計			646	943	1,589
51	千葉市	1	414	134	548	合計			6,185	6,123	13,337
52	横浜市	1	359	902	1,261						
53	川崎市	3	-	-	-						
54	静岡市	2	52	38	90						

・把握している→42 ・概数を把握している→49
 ・全く把握していない→9 ・回答なし → 3

※調査時点はH20/4/1現在。下記は、それ以外の調査時点。
 北海道：H20/7、群馬県：H20/5/1、長野県：H18/9/1、兵庫県：H19/4/1、沖縄県：H20/6/18、千葉県：H19/7/1、横浜市：H19/8/1、静岡市：H20/7/1、京都市：H19/11/1、函館市：H20/6/1、富山市：H20/5/1、岡崎市：H20/5/1、姫路市：H17/4/1、高松市：H19/12/1
 ※埼玉県、愛知県：把握している人数は公立・私立での把握。三重県：一部把握していない市町村がある。大阪府：吹田、守口、和泉、羽曳野、四条畷、交野、太子の7市町村分以外については把握している。

多い自治体の結果は、前問の結果とほぼ同様の結果であった。ただし、外国人児童数は、愛知県、埼玉県、横浜市、名古屋市で400人から500人もの増加が見られる。愛知県、名古屋市においては、両方の外国人児童数を足すと2,400人を越える。これは、平成11年の両方の合計が1,541人だったところと比べると、約1,000人の増加である。

公立・私立の比較では、51自治体の保育所における外国人児童は、公立保育所に6,185人、私立保育所に6,123人、計13,337人入所していることになる。この数は、平成11年（公立10,381人、私立6,358人、計16,739人）と比べると、3,402人減少（約2割減）となっている。子どもの数が、減少していることもあるが、減少率で言うと外国人児童数の減少の方が割合が大きく、検討する必要があるであろう。

(3) 保育所に入所している外国人児童の国籍

各地方自治体の保育所に入所している外国人児童の国籍について、その把握状況を尋ねたところ、表Cの結果が得られた。「把握している」自治体は、14都道府県（29.8%）、5指定都市（29.4%）、12中核市（30.8%）、計31自治体（30.1%）であった。平成11年計51自治体（75.0%）の把握に比較し、低くなっているのは、今回は「一部把握している」も含んでいたことが考えられる。

表C 保育所に入所している外国人児童数の国籍別人数の把握状況について

把握している：1、概数を把握している：2、全く把握していない：3、回答なし：-

No.	都道府県	問5 把握状況	No.	都道府県 ・政令指定都市	問5 把握状況	No.	政令指定都市 ・中核市	問5 把握状況	No.	中核市	問5 把握状況
1	北海道	1	28	兵庫県	2	55	名古屋市	1	82	高槻市	3
2	青森県	3	29	奈良県	1	56	京都市	2	83	東大阪市	3
3	岩手県	3	30	和歌山県	3	57	大阪市	3	84	姫路市	2
4	宮城県	1	31	鳥取県	3	58	堺市	2	85	奈良市	3
5	秋田県	1	32	島根県	3	59	神戸市	3	86	和歌山市	3
6	山形県	1	33	岡山県	-	60	広島市	3	87	岡山市	3
7	福島県	-	34	広島県	2	61	北九州市	3	88	倉敷市	3
8	茨城県	3	35	山口県	-	62	福岡市	3	89	福山市	3
9	栃木県	3	36	徳島県	1	63	新潟市	3	90	下関市	3
10	群馬県	1	37	香川県	3	64	浜松市	1	91	高松市	1
11	埼玉県	2	38	愛媛県	3	65	函館市	2	92	松山市	3
12	千葉県	3	39	高知県	3	66	旭川市	1	93	高知市	3
13	東京都	3	40	福岡県	3	67	秋田市	1	94	長崎市	3
14	神奈川県	3	41	佐賀県	3	68	郡山市	1	95	熊本市	3
15	新潟県	3	42	長崎県	1	69	いわき市	1	96	大分市	3
16	富山県	1	43	熊本県	3	70	宇都宮市	2	97	宮崎市	-
17	石川県	3	44	大分県	3	71	川崎市	1	98	鹿児島市	3
18	福井県	2	45	宮崎県	3	72	船橋市	3	99	青森市	3
19	山梨県	2	46	鹿児島県	3	73	横須賀市	3	100	盛岡市	3
20	長野県	1	47	沖縄県	3	74	相模原市	3	101	柏市	1
21	岐阜県	1	48	札幌市	3	75	富山市	1	102	西宮市	2
22	静岡県	1	49	仙台市	1	76	金沢市	3	103	久留米市	3
23	愛知県	1	50	さいたま市	2	77	長野市	3			
24	三重県	1	51	千葉市	1	78	岐阜市	1			
25	滋賀県	3	52	横浜市	1	79	豊橋市	1			
26	京都府	3	53	川崎市	3	80	岡崎市	1			
27	大阪府	3	54	静岡市	2	81	豊田市	1			
										把握している	31
										概数を把握している	13
										全く把握していない	55
										回答なし	4

※調査時点：H20/4/1日現在であるが、次に示す都道府県は調査時点がH20/4/1以外のデータ。

群馬県：H20/5/1、埼玉県：H19/10/1、長野県：H18/9/1、静岡県：H20/3、愛知県：H19/4/1、兵庫県：H19/4/1、沖縄県：H20/6/18、仙台市：H20/5/1、千葉市：H19/7/1、横浜市：H19/8/1、静岡市：H20/7/1、京都市：H19/11/1、函館市：H20/6/1、岡崎市：H20/5/1、姫路市：H17/4/1、高松市：H19/12/1

把握されている外国人児童入所数を地域別・国籍別に示すと表Dの通りである。把握されている児童数は、67カ国、11,551人であった。表Bの把握児童数のうち86.6%の児童が国籍も把握されていることになる。最も多いのが、ブラジル4,322人（平成11年は2位で3,322人）、その次が中国・台湾・マカオ2,091人（平成11年は1位で4,115人）、そしてペルー1,207人（平成11年は5位で1,043人）、フィリピン919人（平成11年も4位で1,105人）の順となっている（表E・図1参照）。平成11年の第3位だった韓国・北朝鮮は、前回2,359人だったのに対し、今回727人で5番目となる。つまり、今回最も多かったブラジル以外は減少傾向にあり、全体としても前は88カ国15,544人だったことから減少している。全体の傾向としては、前回と同様、ブラジル、中国・台湾・マカオで5割を占め、外国人労働者の移住傾向と強い関連が見られる。今回ほぼ減少傾向にあるなかで、増加したのが、アフリカ州のエジプト・アラブ（前回29人、今回83人）と南アメリカ州のボリビア（前回40人、今回119人）であった。

表D 地域別、国籍別保育所入所児童数

(人)

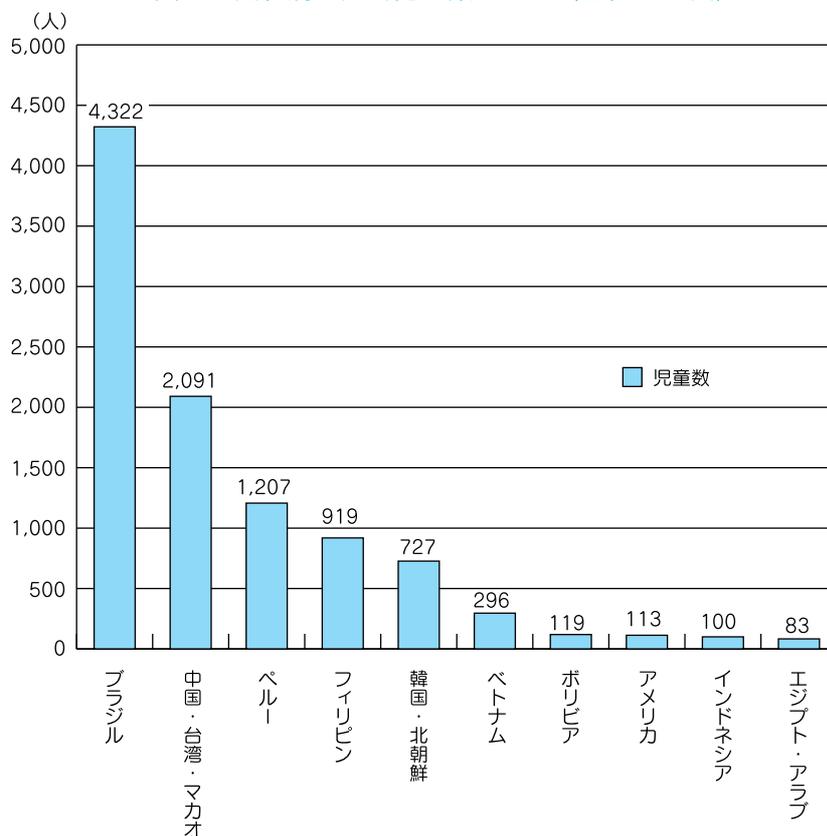
児童数	児童数	児童数	児童数
〈アジア州〉	〈太平洋州〉	〈ヨーロッパ州〉	〈北アメリカ州〉
アフガニスタン 4	オーストラリア 10	アルバニア 1	カナダ 10
バングラデシュ 78	ニュージーランド 2	デンマーク 3	ドミニカ 3
中国・台湾・マカオ 2,091	トンガ 1	フランス 12	アメリカ 113
インド 19		ドイツ 2	メキシコ 5
インドネシア 100		イタリア 4	ガテマラ 1
イラン・イスラム 42		ルーマニア 4	
イスラエル 2		スイス 1	
カンボジア 20	〈アフリカ州〉	イギリス 5	〈南アメリカ州〉
韓国・北朝鮮 727	コンゴ 4	ロシア 24	アルゼンチン 30
ラオス 2	エジプト・アラブ 83	ウクライナ 3	ボリビア 119
マレーシア 14	ガーナ 3	セルビア 1	ブラジル 4,322
モンゴル 41	ギニア 3	ブルガリア 1	コロンビア 6
ミャンマー 5	モロッコ 3		エクアドル 2
ネパール 9	ナイジェリア 5		パラグアイ 19
パキスタン 44	チュニジア 1		ペルー 1,207
フィリピン 919	タンザニア 2		ベネズエラ 1
シンガポール 3	ジンバブエ 2		
スリランカ 39	ザンビア 1		
タイ 47	ウガンダ 4		〈その他・不詳〉 1,015
アゼルバイジャン 2	スーダン 2		
シリア 2	ガボン 1		
ベトナム 296	セネガル 1		
ブータン 1	アフリカ諸国 1		
ウズベキスタン 1			
合計 67カ国 11,551人			

表E 順位別・国籍別保育所入所児童数（上位20か国）

順位	国籍	児童数
1	ブラジル	4,322
2	中国・台湾・マカオ	2,091
3	ペルー	1,207
4	フィリピン	919
5	韓国・北朝鮮	727
6	ベトナム	296
7	ボリビア	119
8	アメリカ	113
9	インドネシア	100
10	エジプト・アラブ	83

順位	国籍	児童数
11	バングラデシュ	78
12	タイ	47
13	パキスタン	44
14	イラン・イスラム	42
15	モンゴル	41
16	スリランカ	39
17	アルゼンチン	30
18	ロシア	24
19	カンボジア	20
20	パラグアイ	19

図1 国籍別・入所児童数グラフ（上位10か国）



（4）外国人保育児童数が多い理由・背景など

この調査では、外国人児童の入所数が多い市区町村名を上位5位まであげてもらい、多い理由・背景について、記述してもらった。平成11年は、在日外国人、外国人労働者、研究・留学という三点が、理由や背景に挙げられていた。今回は、在日外国人であるという背景は減少傾向にあり、それも含めて以下、三点があげられる。

第一に、就労している外国人労働者にとって家賃が安い、勤務地が近いなどの理由が多くあげられている。その地域に、外国人労働者を多く雇用する企業、工場等が存在している、また人材派遣によって、雇用されている外国人が多いことがあげられている。

第二に、研究・教育・留学によって日本に居住する外国人が多く見られることである。特に大学等の研究・教育機関に多くの外国人が勤務し、あるいは留学・研究のために来日していることが挙げられる。

第三に、減少傾向にあるとはいえ、在日外国人が多く居住している地域を含んでいることを抜きにはできない。中国、韓国・北朝鮮の国籍を持つ家族は非常に多く、（保育に欠ける）子どもは、必然的に他の国籍よりも多数である。

自治体によっては、これらの理由・背景が重なって多くの外国人児童が保育所に入所している。

(5) 外国人保育についてのガイドラインの有無

今回の調査では、各地方自治体に、外国人保育についてのガイドラインの有無を尋ねた。前回にはなかった項目である。結果は、103自治体のなかでガイドラインがあると答えたのはたった2自治体であり、ガイドラインなしが99自治体、回答なしが2自治体である。ガイドラインありと回答したのは、政令指定都市である大阪市、中核市である東大阪市でいずれも同じ大阪府内の市であった。いずれの市も外国人が入所している保育所数、保育所に入所している外国人児童数を把握していないという回答だったが、外国人登録者統計の資料では、大阪府は2007年こそ3番目になっているが、平成18年までは東京都について2番目に登録の多い自治体である（表F）。

表F 外国人保育のガイドラインの有無について

有：1、無：2、回答なし：-

No.	都道府県	問10-2 有無	No.	都道府県 ・政令指定都市	問10-2 有無	No.	政令指定都市 ・中核市	問10-2 有無	No.	中核市	問10-2 有無
1	北海道	2	28	兵庫県	2	55	名古屋市	2	82	高槻市	2
2	青森県	2	29	奈良県	2	56	京都市	2	83	東大阪市	1
3	岩手県	2	30	和歌山県	2	57	大阪市	1	84	姫路市	2
4	宮城県	2	31	鳥取県	2	58	堺市	2	85	奈良市	2
5	秋田県	2	32	島根県	2	59	神戸市	2	86	和歌山市	2
6	山形県	2	33	岡山県	2	60	広島市	2	87	岡山市	2
7	福島県	2	34	広島県	2	61	北九州市	2	88	倉敷市	2
8	茨城県	2	35	山口県	-	62	福岡市	2	89	福山市	2
9	栃木県	2	36	徳島県	2	63	新潟市	2	90	下関市	2
10	群馬県	2	37	香川県	2	64	浜松市	2	91	高松市	2
11	埼玉県	2	38	愛媛県	2	65	函館市	2	92	松山市	2
12	千葉県	2	39	高知県	2	66	旭川市	2	93	高知市	2
13	東京都	2	40	福岡県	2	67	秋田市	2	94	長崎市	2
14	神奈川県	2	41	佐賀県	2	68	郡山市	2	95	熊本市	2
15	新潟県	2	42	長崎県	2	69	いわき市	2	96	大分市	2
16	富山県	2	43	熊本県	2	70	宇都宮市	2	97	宮崎市	-
17	石川県	2	44	大分県	2	71	川崎市	2	98	鹿児島市	2
18	福井県	2	45	宮崎県	2	72	船橋市	2	99	青森市	2
19	山梨県	2	46	鹿児島県	2	73	横須賀市	2	100	盛岡市	2
20	長野県	2	47	沖縄県	2	74	相模原市	2	101	柏市	2
21	岐阜県	2	48	札幌市	2	75	富山市	2	102	西宮市	2
22	静岡県	2	49	仙台市	2	76	金沢市	2	103	久留米市	2
23	愛知県	2	50	さいたま市	2	77	長野市	2			
24	三重県	2	51	千葉市	2	78	岐阜市	2			
25	滋賀県	2	52	横浜市	2	79	豊橋市	2			
26	京都府	2	53	川崎市	2	80	岡崎市	2			
27	大阪府	2	54	静岡市	2	81	豊田市	2			

※奈良県→県としては外国人保育の指針等はないが、市町村によっては作成している。

外国人保育ガイドライン有	2
外国人保育ガイドライン無	99
回答なし	2

(6) 外国人保育についての各県（市）の対応状況

①保育上または福祉的、経済的に配慮していること

外国人保育の対応状況について、保育上配慮し、あるいは福祉的、経済的に配慮している事柄について依頼したところ、資料1に見るとおり、30自治体から具体的回答があった。回答の多い順に記すと以下のとおりである。案内やチラシ、必要な書類をその外国人の母国語でかかれたものに訳し、作成しているところが14自治体ともっとも多く見られる。また、何らかの通訳の配置を行っているところも12自治体あり、研修を実施している自治体、保育士等の職員を加配している自治体など前回同様みられた。今回の特徴は、宗教上の禁止の除去食や代替食へ

の配慮など食文化に何らかの工夫をしているところが8自治体存在した。また、写真を使ったり連絡帳に工夫や丁寧な時間をとってコミュニケーションの努力をしている（5自治体）、漢字を書かない・ルビをうつ（2自治体）、保育の中で子どもたちが多文化に触れ合えるように工夫している（2自治体）、親同士が交流を持てるように工夫している（1自治体）、相談の場を個別に持つ（1自治体）、という記述もみられた。

②外国人保育の問題点、課題

外国人保育の問題点や課題については、資料1にあるように、45自治体の記述があった。これは、前回の35自治体よりも10ほど上回っている。各自治体が非常に不安を抱いていることがわかる。その内容は、小さな日々の意思疎通から大切な書類のやり取りまでうまくいかない根本的な問題、他の子どもたちと同じようにいかないために子どもの成長への影響などの心配、食習慣や文化の違いからの困難、コミュニケーションがうまくとれないことからトラブル解決や緊急時への不安、通訳や保育士の不足、などが挙げられている。これらには、制度上解決できるものとそれを行ってもすぐには解決には向かない問題が背景に存在する。これらの課題は、前回の平成11年時も挙げられており、なかなか解決には至っていない課題であることを示しているといえよう。

〈参考文献〉

法務省入国管理局（2008）「平成19年末現在における外国人登録者統計について」

（山野）

※注)

平成11年度の当該調査結果については日本保育協会のホームページに所収。

※社会福祉法人日本保育協会ホームページ（調査研究） <http://www.nippo.or.jp/research/>

資料1

保育上又は福祉的に配慮していること、外国人保育の問題点

No.	都道府県	問10-1 保育上又は福祉的、経済的に配慮していること	問10-3 外国人保育の問題点
1	北海道	—	—
2	青森県	—	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が日本語を話せない場合、市町村、保育所と保護者との連絡、意志疎通をどうするか。 ・前年に海外での収入があった場合、保育料の階層区分の決定をどのようにすればいいのか。
3	岩手県	把握していないので不明です。	言葉の関係で意思疎通がうまく図られるか、習慣の違いによる保育の実施がスムーズに行われるか等が考えられます。
4	宮城県	—	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉の違いや文化の違い等がこどもの成長に伴い顕著になってくるため、どのように配慮をするかが課題となっている。 ・クラスだより等のお知らせ文書を理解しやすい言葉で説明したりと工夫が必要となる。 ・自宅では英語、保育所では日本語という児童がおり、保育所で話をしていても言葉が混在している。 (市町村からの回答より抜粋)
5	秋田県	外国語での会話が可能な保育士は在籍しておらず、保育料の減免なども行っていない。	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人保育を行っている市町村からの声：現在入所中の外国人児童に関しては両親が日本文化に溶け込んで（言語とも）いるため、通常の児童と同等の保育をしているが、言語の壁、生活習慣の違う児童が申し込んだ場合、受け入れ態勢（専属の保育士確保等）が取れるか疑問である。 ○現在は外国人保育を行っていない市町村からの声：保護者・児童ともに日本語が話せない場合、コミュニケーションをとることが難しく、連絡事項等を伝える方法を考慮しなければならない。また文化や宗教・生活習慣などで異なる点が多い場合は、お互いを理解し、尊重していく必要がある。特に宗教の問題については、普段そのような場面に接することが少ないため、細心の注意をもって保育をしていかなければならない（給食・おやつ等）。日本の児童にとっては、異なる人種・文化とふれあうことは貴重な経験になるため、通常の保育では得がたいプラス面もあると思う。
6	山形県	—	—
7	福島県	—	—
8	茨城県	—	—
9	栃木県	各市町村の判断に任せている。	特になし。
10	群馬県	—	—
11	埼玉県	特になし。	—
12	千葉県	—	・言葉や文化・生活習慣の相違によるコミュニケーション不足の解消方策
13	東京都	—	—
14	神奈川県	—	—
15	新潟県	—	—
16	富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・ポルトガル語と日本語を表記した保育所入所申込書や保育にかける要件の記入例等を作成し、配布している。 ・入園手続きの案内（手引き書）の英語版とポルトガル語版を作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎言葉の問題 ・保護者との誤解や行き違い、コミュニケーションの困難・保護者との連携の難しさ。 ・相手の片言の日本語から、個別的な対応、細かい部分での理解が必要。 ◎食習慣の違いによるトラブル ・給食の味付けがあわないことから食が進まず、補食が必要となる。 ・朝食をとらない習慣（よくてミルクのみ）だということで、早朝保育の児童は空腹な状態で午前中を過ごし、泣いたり、ごろごろすることとなる。 ・宗教上から食べない食材があるため、十分な事前の打ち合わせや除去食の実施が必要である。 ・アレルギー対応ができない。 ・食文化の違いからか、入所児童の情緒が不安定になる。 ◎子どものことについて ・日本人の子どもと比較するのはよくないが、感情の起伏が

			<p>激しいと思われる。そのことから、子ども同士のトラブルが生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材派遣会社に勤務する保護者が多く、早朝、延長、土日保育等の利用保育時間が長くなってきている。 <p>◎課題など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異文化理解、異文化交流の機会を設けることや通訳、サポーター養成等の公的な整備の推進。 ・外国人児童受け入れに対する補助金（人件費相当分）の創設。
17	石川県	特になし	—
18	福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語（英語、中国語、ポルトガル語）による「入所のしおり」を作成している（福井市） ・保育園を巡回する外国人嘱託保育士補助職員を2名雇用し、コミュニケーションの補助や、保育園からの通知文や保育園入園ガイドの翻訳業務等をしてもらっている（越前市） ・連絡帳の記入に漢字を使用しない。配布書類を個別に説明する（南越前町） 	<p>（福井市）問題点：言葉…保護者とのコミュニケーションが取れるか不安・信頼関係が築きにくい。</p> <p>おたよりの文面には、ふりがなをうち、さらにわかりやすく説明しても伝わらないことがある。</p> <p>除去食の聞き取りなど、日常的に支援が必要である。生活習慣…食文化の違いで、給食に抵抗を示す。</p> <p>宗教…園の行事参加に対する対応が難しい。保育料…父母の前年分の所得税と児童の年齢により決定するが、来日直後の場合、税の資料が求めにくい場合がある。課題：保育園においても、保護者の孤立化やストレス緩和のために、専門の相談窓口の紹介や通訳の派遣等のサポート体制の整備が必要なのではないか。外国の児童やその保護者にとっては、保育園が日本社会との最初の大きな接点になるため、国際交流課との連携も必要なのではないか。その他：自然な形で世界に目を向ける機会になり、多文化交流の第一歩となっている。</p> <p>（敦賀市）子ども同士では言葉が通じなくても、おもちゃを貸すなどして遊ぶきっかけをつくり、上手に仲良く遊んでいる。また保育士も、子どもにゆっくり話すことでコミュニケーションがとれている。ただ、保護者へのお願いや、言葉が通じない場合は辞書を引くなど対応をしているが、わからないですまされることがある。また、お風呂に入らないという生活習慣の違い、生野菜を食べられないなど食事の違いもある。このように課題もあるが、保育園では子どもや保護者に不安を与えないように、保育園での子どもの様子をできるだけ保護者に伝え、保護者とのコミュニケーションをしっかりとっていくようにしている。</p> <p>（小浜市）母親が母国で出産したため外国籍となったケースで、父親がお便り帳を読んでもくれるなどのフォローがあり、また、保育園も母親にわかるように説明したりしているので、今のところ問題はない。</p> <p>（鯖江市）児童よりもむしろ保護者との言葉・習慣の違いによる意思疎通の難しさがある。</p> <p>（あわら市）入所児童は小さいので日本の生活等に慣れるのは早いですが、保護者は入園受付時など説明が難しいときがある。保育料算定時の所得税確認も難しい。</p> <p>（越前市）・保護者との意思の疎通がしにくい。・日々の保育の中で、通訳の補助職員がいない時、園児とのコミュニケーションがとれないことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが日本語を理解できない場合、どの程度発達しているか解りにくい。その事を（障害があるのか、言葉が通じないのか）保護者に話しても、理解してもらえないことが多い。場合によっては、園に不信感をもつこともある。 ・食生活や子育てに対する考え方の違い(文化の違い)から、対処法に悩んだり、トラブルになったりすることがある。 ・保護者の仕事の都合により、急に退園したり、他県に転出したり、母国に帰国するため、受け入れ側として戸惑うことがある。 ・その家の就労状態によって、登園時間がとても遅かったり、長時間保育になったりと、保育時間に開きがある。 ・園のシステムを理解してもらえないことが多い。 <p>（坂井市）宗教上の食事の戒律による配慮食（例として、動</p>

			物性たんぱく質は牛乳のみ可能、など)が必要となる
19	山梨県	—	—
20	長野県	特になし	問題点、課題については、県では把握していないため、現場(保育所)へ質問していただくのが良いと思います。
21	岐阜県	○県事業(多文化共生子育て推進事業) 県内の外国人児童を保育する認可外保育所の施設管理者、入所児童保護者及び出産・子育て中の外国籍県民を対象とした、研修及び子育て講座	・文化の違い ・児童の保護者との言語問題
22	静岡県	—	言葉や生活習慣の違いから、生活指導や保護者との意見の疎通が難しいため、保育士の負担感がある。
23	愛知県	市町村によっては、独自に通訳保育士を配置したり、外国語によるパンフレットを作成しているところがある。	—
24	三重県	・通訳の配置 ・外国語による保育所案内、園だより、保健だより、給食献立表の作成 ・電話通訳サービス ・保育の中で外国の歌・手遊び・ダンス等に親しむ機会をもつ ・職員が多文化共生を目指した研修会に参加	・言葉が通じないことが多いので、コミュニケーションをとるのが難しい。 ・文化・習慣の違いから「食事」になれるまで時間がかかる。また、時間に対する感覚が異なり、保育所での計画的な時間を守ることができにくい。 ・園(もしくはクラス)によっては半数以上が外国籍児となり、日本語を覚えなくても母国語が通じるため日本語の習得が出来にくくなっている。 ・母国語の確立が難しい。 ・外国人児童の増加に伴い、通訳保育士の業務量が増加して通訳・翻訳・保育という面での人材確保が困難である。 ・保育料が未納のまま他市町村へ転出してしまう。 ・課題としては、それぞれの国の文化、風習の違いを認め合いながら、信頼関係を築き保育をすすめていく。 専門の相談窓口や通訳制度、職員の研修など多文化な子どもを迎えるサポート体制の充実が必要。
25	滋賀県	なし	1. 言葉の壁(保護者と保育士との日々の意思、疎通、コミュニケーションが難しい、子ども同士、子どもと保育士とのコミュニケーションが難しい(特に入所間もない時期) 2. 生活習慣、宗教、文化(食べ物等)の違いを踏まえた、子どもの保育・保護者の支援のあり方が課題 3. 人の配置(日本と外国の文化等を理解し、かつ、保育についても理解のある通訳者の必要性)
26	京都府	特にありません。	—
27	大阪府	各市町村による対応しており、その内容については把握していない。	—
28	兵庫県	県として統一した対応は行っていない。市町によっては保護者向けに数ヶ国語の「保育所生活のしおり」を用意したり、宗教上の理由を配慮した給食を提供する等の配慮を行っている市町もある。	—
29	奈良県	〈吉野町〉食事について聞き取り等により配慮 〈桜井市〉両親ともに(特に母親)日本語を読めないの、手紙・月間絵本等は中国語に変換して配布すると同時に、口頭でも説明(身振り、手振りを交えて)している。 〈桜井市〉母親が漢字を読めないの、手紙にルビをうつ。 〈桜井市〉懇談の際に通訳のボランティアを頼む。欠席のとき等、電話では意思疎通がとりにくいので、直接家庭訪問をして、様子を聞いたり、コミュニケーションをとったりする。 〈桜井市〉母親が生活や育児に対して不安を抱えているので、毎日の送迎の中でじっくり話を聞いたり、家庭訪問を行い、親の思いに寄り添っていく。 〈桜井市〉子どもたちのルーツの国の手遊びや歌、絵本などを保育の中に取り入れたり、いろいろな国の楽器に親しんだりする。またそれらを運動会や発表会、保育参観でも遊んでいくことで、保護者の方にも関心を持ってもらったり、関係づくりになるきっかけとしていく。中国の餃子の作り方を教えてもらい、食文化に触れるとともに、親と保育士の関係づくりを行う。 〈桜井市〉奈良県外国人教育研究会主催の「なら国際子ども	〈安堵町〉親子とも言葉が通じない。連絡は通訳を通じて報告。文化の違いで理解されない。 〈上牧町〉保護者は、10年以上日本に在住しています。日常会話は通じますが、入所当初は案内文書にルビが必要でした。児童は、日本語しか話せないの、保育には問題はありません。 〈桜井市〉保護者が、帰国子女や結婚により渡日の場合、言葉や生活文化の違いから、意志疎通が難しい時がある。 〈桜井市〉保護者支援として、保護者同士をつなぎ支えあう保護者の仲間関係作りを目指しているが、保育士対外国籍の当該保護者とはどうにかコミュニケーションを持てるが、保護者対保護者になると、普段から生活時間帯がまちまちな上に意思疎通が難しいので当該保護者の孤立が心配される。また、子育て相談、個人懇談などで子どもの成長発達の様子を伝えるとき等、特にメンタル面ではナイーブで繊細な表現が必要になるが、保育士に語学力が伴わなかったり、日本語が通じにくい保護者のため、子どもの姿を伝えきれず、共通理解・共通課題がもちにくい。懇談会など通訳を依頼することもあるが普段の送迎時の機会など細やかな点で難しい。乳幼児保育にとって、保育士との信頼関係は不可欠であるが、子

		フォーラム」に誘いかけ、親が同じ環境の人と出会って、交流が持てるようにしていく。	育て観や生活様式、行事等、文化の違いから行き違いが起こり、信頼関係が危うくなることもある。 〈宇陀市〉対象者がいる園では、保護者宛の文書等にすべてふりがなをふって対応している為、国や県からの情報提供についても今後対象者用にふりがなをふった文書を検討していただきたい。 〈斑鳩町〉以前から保育しており、本人・保護者とも日本語が通じ友達関係にも支障がないが保育料の滞納がある。 〈御所市〉現在外国籍で入所している児童については、日本語を平常使用しているため、現状の保育現場で問題は生じていないが、今後、保育上の通訳、外国文化に対する配慮などが特別に必要とされる児童の入所申込みがあった場合については、予算の面からも実施が難しいため、受け入れを断る可能性が高い。(※過去に、フィリピン国籍で日本語を殆ど話せない児童が入所していた例があるが、受け入れ時の年齢がまだ低かったため、徐々に日本語での保育に順応したとのこと。)
30	和歌山県	—	—
31	鳥取県	特記事項なし	日本語の理解が不十分な場合は、保育所側から外国人保護者への連絡事項等は、なるべく視覚で理解できるように伝えるなど、伝え方に配慮が必要になるため、保育士の業務の負担増となる可能性がある。また婚姻により山間部の地域に移住した外国人保護者が孤独化しないような配慮が必要になる。その他、在日年数によると思われるが、言語、コミュニケーション、習慣など日常生活の様々な場面で文化の違いなどによる配慮が必要であるため、国際交流財団等で実施している在日外国人に対する支援情報等の各保育所への十分な周知・理解が必要になると考えられる。
32	島根県	・宗教上の理由で、食べられない食品があれば給食で配慮している。 ・国籍に関係なく入所は受付けており、状況を把握し、園と調整をとりながら入所手続きを行っている。	・言葉について、保育所が説明してもなかなか理解してもらえない。 ・国によって生活習慣が異なるので、食事や生活の上で配慮が必要。お互いに理解するのが難しい。 ・言葉、生活習慣の違いへの対応（集団生活としての是正）に現場の努力が必要。 ・保育料の支払についての意識の違い。 ・入園するまでの園の情報不足（伝達不足） ・保護者の価値観の違いによる現場とのギャップをどのように埋めるか（双方の歩みより） ・在日外国人児童の場合、保護者は日本人と変わらず意思疎通できるが、子どもが日本籍で母親が外国人（母子家庭）といったケースの場合、対応が難しい。
33	岡山県	—	—
34	広島県	本県においては、特に対応はありませんが、所管の市町村においては、次のような対応があります。 ・外国語変換ソフトを購入 ・役場内に生活指導員（スペイン語、ポルトガル語通訳）の配置があり、保育所入所については、通訳での対応をしている。 ・外国語による保育所・保育料案内の作成（英語・中国語・ポルトガル語） ・保育所において、ひらがな、かたかな、ローマ字、外国語等併記のお知らせの作成	所管の市町においての意見 ・言葉や生活習慣の違いにより、保護者との意思疎通が困難なうえ、時間がかかる。（入所手続きや税制についての説明、子どもの具合が悪くなった時の病状の説明など） ・日本人保護者と外国人とのコミュニケーションが難しい。 ・全く日本語が理解できない家庭もある。 ・言葉は子どもには伝わっても、保護者には伝わらないことがある。 ・文化・生活習慣・食習慣などの違いにより、個別の対応が必要な場合がある。 ・保育料が未納されたまま帰国された場合、徴収不可能となる。 ・前年はまだ国外に住んでいた場合、前年の所得が把握できないため、概して低めの保育料となる。
35	山口県	—	—
36	徳島県	県としては実施していないが、市町村において、外国語による保育所案内を作成しているところがある。	・言葉の違いにより、意思疎通がはかりにくい。 ・宗教上の理由により、食事内容への配慮が必要となる。 ・保育料未納のまま帰国してしまう場合がある。
37	香川県	—	—

38	愛媛県	—	—
39	高知県	特別な配慮、対応を行っている事例はない(承知していない)	—
40	福岡県	把握していない	—
41	佐賀県	—	・保育料の決定に関して、市町窓口では苦慮しているようである。前年の収入を申告してもらい、日本円に換算し、税額を推計し、保育料を決定したりしているようだが、そもそもそのような方法でよいのか、税額推計は採用すべきでないから、2階層にせざるを得ないのかなどの質問を市町から受けとることがある。県としても、答え辛い状況であるため、外国人の入所に関するQ&A形式の応答集を作成してもらいたい。
42	長崎県	—	—
43	熊本県	—	—
44	大分県	—	—
45	宮崎県	—	言語や風習等について、配慮を要すると思われ、それに対応するための保育士等の教育が必要と思われる。
46	鹿児島県	—	—
47	沖縄県	—	—
48	札幌市	—	—
49	仙台市	・給食の提供について、宗教上食べることのできない食品があり、除去又は代替食を提供する等の配慮を行っている。	・言葉の問題から、複雑な事をうまく伝えられないことがある。
50	さいたま市	なし	—
51	千葉市	特になし	<p><言葉の問題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝達事項等の説明、意志疎通が困難 →語学が堪能な一部の職員や保護者の友人ボランティアの方等の協力にて対応 <p><食事の問題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教上の理由、食文化の違いから食べられない食品がある。 ・母国では離乳食がなく、ミルクに依存しており、理解を得ることが難しい。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケガの対応について、被害者意識の強い方が多い。 ・全く知らない方(友人等)が突然送迎に来ることがある。
52	横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童の定員の20%以上入所している施設に対し、非常勤保育士の雇用経費を助成 ・外国人児童が20%以上40%未満(定員)入所している施設：月額213,000円 ・外国人児童が定員の40%以上入所している施設：月額426,000円 	—
53	川崎市	—	—
54	静岡市	特にありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣、宗教、文化、価値観、言語等の違いから、保護者とのコミュニケーションが取りづらい現状の中、なるべく受け入れてはいるが(宗教などによる食べ物の対応など)該当園はどことも不安を抱えている。外国人保護者支援のネットワークのようなものがあれば、それにつなげてあげたいが、そうした組織の有無、活動内容の把握ができていない状況である。今後、入所担当窓口に通訳をおいたり、各書類の英訳化、外国人向けパンフレットの作成、ボランティアの活用、ネットワークづくりなど考えられるが、今の所、全く動いていない。
55	名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳者の設置(1か所) ・通訳ボランティアの派遣 ・外国文化修得研修の実施 	—
56	京都市	保育所入所申込みの案内については、下記の外国語版を作成している(英語、スペイン語、ポルトガル語、ハングル、中国語)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語を話すことができない保護者との意思疎通が困難である。 ・文化により食材に制限があり、除去食等の対応が必要な場合がある。 ・日本語を話すことができない児童との意思疎通が困難である。

57	大阪市	保育所ガイドブックを各所に配布し活用（中国、韓国、スペイン、ポルトガルの5カ国）	・子どもの最善の利益を尊重し、互いを認め合い学び合いながら、人権を大切に育てる心を育てる保育に努めている。また、職員を対象に多文化共生社会を含む様々な人権問題に関する研修を実施し、人権感覚や豊かな感性を身につけるための資質向上を図っている。 ・保育料の多子軽減において、学校教育法が規定する各種学校（外国人学校等）、幼稚部に通う児童については策定対象人数に含められておらず、国に対して要望しているところである。
58	堺市	・入所申請書の中国語による作成 ・通訳ボランティアの派遣	—
59	神戸市	全市的な配慮・対応は現在のところしていません。	今後重要性を増す傾向にあることは認識している。
60	広島市	外国語（6ヶ国語）による保育所案内の作成	—
61	北九州市	—	—
62	福岡市	—	—
63	新潟市	〈保育園での配慮〉 ■食事について ：宗教上、禁止の食物の除去食・代替食を提供（みそ・醤油・アルコール・肉のエキス等） ※色彩・盛り付けが他児と変わらないように配慮 ■保育内容 ：特別視しない。 ：子どもへの言葉が通じない部分の工夫（簡単な母国語での文章やスピーチ、ゆっくりした日本語） ：保護者へのわかりやすい説明（提出物・年間計画・行事案内など、時には個別に） ：お互いに文化を理解し、親しむ（民芸品や言葉のやりとりなどを通して）	■外国人保育の問題点、課題等について ：同時に多国籍の子どもが入園している場合、行事や連絡事項、ふだんの会話などの対応は、語学力の面で限界がある。 ：意思の疎通がうまくはかれず孤立したりすることがないように、サポート体制が確立され、橋渡しができるシステムがあると、保護者も受け入れ側も安心できる。 ：個人差はあるが、食習慣の違いにより味覚の差があるが、日本食が進まないことがある。
64	浜松市	・外国語による保育所案内の作成	—
65	函館市	・英語による保育所案内を含む市の子育て支援施策についてホームページに掲載している（別添） ・国外就労による現地での所得税・市民税課税状況については保育料算定に含めていない。	・民間保育所の場合、設立法人が宗教法人（宗教団体関係者）である場合があり、その旨を事前説明しておく必要がある。また宗教上、摂取できない食材についても保育所への配慮を求めている。
66	旭川市	—	—
67	秋田市	なし	—
68	郡山市	公立保育所1か所（桑野保育所）に通訳保育士を配置	・コミュニケーションがとりにくい場合がある。 ・生活習慣の違いにより行事などの際に支障となる場合がある。
69	いわき市	特になし	特になし
70	宇都宮市	なし	・保護者へ連絡する際、言葉が不自由なため、コミュニケーションが取りづらい。 ・給食において、宗教上の理由から禁忌なものがある。
71	川越市	特になし	特になし
72	船橋市	—	宗教による食事や行事の制限、言葉の違いに配慮しております。食事に関しては、除去食で個別に対応していますが、対応できない場合は弁当の持参をお願いしており、行事の参加についても配慮しているところです。また、言葉に関しては、保護者と連絡をとる際にスムーズにいかないことがありますが、入所児童とのコミュニケーションはとれており問題はないと判断しております。
73	横須賀市	—	—
74	相模原市	—	—
75	富山市	—	—
76	金沢市	各保育所独自に、外国語による保育所案内の作成、文化、宗教に合わせた給食。	—
77	長野市	—	—
78	岐阜市	給食について、宗教上の理由で食べられない食材を除去する配慮をしている。	言葉での意思疎通が図りにくく、保護者に連絡事項を徹底させるのが困難である。
79	豊橋市	・外国語版の入所案内等の作成※英語、ポルトガル語、スペイン語	—

80	岡崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳の配置 ・外国語による保育所案内の作成 ・日常会話マニュアルの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ◎言葉が通じないことによるコミュニケーション不足（保護者・児童） ・児童は読んでいる絵本もわからない、指示されている内容もわからず怒ることによって不満をだす。 ・重要な連絡が伝わらない（遠足の持ち物でお弁当を忘れてしまう等） ・行事への参加の周知（行事の意味が伝わらない。ex.廃品回収） ◎食文化等の違い ・お肉を食べない ・誕生会等に参加しない。
81	豊田市	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳の設置 ・外国語による各種案内、通知などの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民性や文化の違いによる意見の相違 ・言葉の違いにより意思疎通が困難
82	高槻市	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な日常会話の用語冊子作成（英語、ポルトガル語、中国語、スペイン語） ・伝える必要がある事、持ち物については実物（写真）をみてもらう ・理解可能ならローマ字でノートを記入 	突発時に対応できるネットワークづくり（通訳含）
83	東大阪市	なし。	なし。
84	姫路市	多数の在住外国人が入所している市立保育所においては、保育士の加配をするなど柔軟な対応をしている。	保育所運営に支障が無いよう改善すべき点は可能な範囲で改善するとともに、今後とも充分配慮した対応を心がけていきたい。
85	奈良市	—	—
86	和歌山市	特にありません。	外国人児童の保護者との意思疎通の面が課題となっています。
87	岡山市	市立保育園において、日本語が話せない児童が同時に2人以上いるときには、3か月間に限り、保育士を加配する場合があります。（臨時、パートによる対応）	生活習慣の違い、特に食事に関しては給食になれるまでの配慮やそれに伴う保護者・本人とのコミュニケーションが課題となる（・豚肉は食べない、エキス（汁）もダメな場合、家庭への配布物が読めない場合、クリスマスへのプレゼント交換）
88	倉敷市	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉の違いによるコミュニケーションのとりにくさ。 ・食生活の習慣の違いへの対応について（宗教上など）
89	福山市	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、通訳を依頼する。 ・5月に保護者の状況を把握し、通訳を交え懇談会を開催し、保護者の不安や悩み等を解消する様努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童よりも保護者への説明が困難（風習・慣習の違いで保護者が混乱することがある） ・現在、ポルトガル語・中国語・英語については対応可能だが、それ以外の対応が困難。
90	下関市	—	—
91	高松市	—	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に伝える時、日本語だけでなく、絵や写真等を使うなどして伝える工夫をするが、“分かった”といった表情や会話があっても文化の違いや言葉の壁で細かい部分まで伝えきれていないことを感じる。また、そのことが、不信感につながる時もある（特に、病気やケガ、子どもの育ち、子どもの友達関係等々） ・子どもの保育を含め、異文化交流の取り組みはしているものの保護者同士のコミュニケーションが取りにくい。
92	松山市	—	—
93	高知市	特になし	特になし
94	長崎市	特になし。	—
95	熊本市	本市においては、外国人保育に関しては特に制度は設けていません。	窓口での入園等の相談については、庁舎内の外国語（英語、中国語）の通訳者を依頼することで対応しているが、日本に來られた当初は、海外との文化・生活様式・園生活等の違いから戸惑いや不安が見受けられる。複数の言葉で作成された「園生活のしおり」のようなものがあると、その戸惑いや不安が緩和されると思われるが、個々の市町村の窓口での作成には、語学等の課題がある。作成の元となるデータがHP等で掲示されると、個々の市町村の窓口でも容易に作成でき、海外から來られた方々への保育サービスがより円滑に提供されると思われる。
96	大分市	—	—
97	宮崎市	—	—
98	鹿児島市	なし	特になし。

99	青森市	特にしていない	言葉、文化、生活習慣の違いを乗り越えて、相互が理解しあうこと。
100	盛岡市	宗教上食べられない食品がある場合、除去食で対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通がはかりにくい点 ・生活習慣や食文化の違い
101	柏市	保育上、特別な配慮はしていないが保護者によっては言葉が分らず、メモ用紙や連絡帳などにローマ字で書いて伝えている。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育上、特別な配慮はしていないが保護者によっては言葉が分らず、メモ用紙や連絡帳などにローマ字で書いて伝えている。 ・基本的に日本児童と同様に分け隔てなく保育している。言葉を理解していない子には、個別にゆっくり話しかけたり身振りでわかってもらう。
102	西宮市	特になし	特になし
103	久留米市	—	現在のところ外国人児童受入れにおいて、大きな支障があったケースがなく検討中の課題等はない。

2. 外国人児童が入所している保育所における保育の国際化に関する調査

本調査は、上述の「各都道府県・政令指定都市・中核市別の保育所における外国人児童の入所状況調査」のなかで、外国人保育を実施している代表的な保育所に関する情報を得て、そこで記入された保育所を対象に実施したものである。本調査の対象保育所数は、公立129か所（51.0%）、私立124か所（49.0%）、計253か所であった。回答保育所数は、147か所、回収率は、96.0%であった。回答記入者は、所長が130か所（88.1%）と大半を占め、主任保育士が9か所（6.1%）、保育士が3か所（2.0%）、その他が4か所（2.7%）、未回答1か所（0.7%）であった。以下に、147か所の回答の分析結果を示す。

（1）保育所の属性

①公私別、地域区分別、所在地区別状況

回答のあった保育所の公私別、地域区分別、所在地区別状況は、表NO.1の通りである。147か所中、公立69か所（46.9%）、私立78か所（53.1%）であり、調査を依頼した保育所の公私の割合とほぼ同じである。地域区分で公私別をみるとその割合には、大きなばらつきは見られない。

表NO.1 地域区分別 所在地区分

		総計		都区部・指定都市		県庁所在市		中都市		小都市A		小都市B		町・村	
全国	計	147	100.0%	21	14.3%	28	19.0%	33	22.4%	41	27.9%	14	9.5%	10	6.8%
	公 営	69	100.0%	11	15.9%	12	17.4%	15	21.7%	18	26.1%	8	11.6%	5	7.2%
	民 営	78	100.0%	10	12.8%	16	20.5%	18	23.1%	23	29.5%	6	7.7%	5	6.4%
北海道・東北地区	計	35	100.0%	10	28.6%	3	8.6%	6	17.1%	9	25.7%	4	11.4%	3	8.6%
	公 営	16	100.0%	5	31.3%	1	6.3%	1	6.3%	5	31.3%	3	18.8%	1	6.3%
	民 営	19	100.0%	5	26.3%	2	10.5%	5	26.3%	4	21.1%	1	5.3%	2	10.5%
関東地区	計	20	100.0%	1	5.0%	9	45.0%	3	15.0%	3	15.0%	2	10.0%	2	10.0%
	公 営	10	100.0%	---	---	4	40.0%	2	20.0%	2	20.0%	2	20.0%	---	---
	民 営	10	100.0%	1	10.0%	5	50.0%	1	10.0%	1	10.0%	---	---	2	20.0%
東海地区	計	36	100.0%	3	8.3%	4	11.1%	13	36.1%	10	27.8%	3	8.3%	3	8.3%
	公 営	21	100.0%	3	14.3%	2	9.5%	7	33.3%	4	19.0%	2	9.5%	3	14.3%
	民 営	15	100.0%	---	---	2	13.3%	6	40.0%	6	40.0%	1	6.7%	---	---
北信越地区	計	27	100.0%	3	11.1%	10	37.0%	5	18.5%	7	25.9%	1	3.7%	1	3.7%
	公 営	12	100.0%	2	16.7%	5	41.7%	2	16.7%	3	25.0%	---	---	---	---
	民 営	15	100.0%	1	6.7%	5	33.3%	3	20.0%	4	26.7%	1	6.7%	1	6.7%
近畿地区	計	18	100.0%	4	22.2%	---	---	4	22.2%	10	55.6%	---	---	---	---
	公 営	7	100.0%	1	14.3%	---	---	2	28.6%	4	57.1%	---	---	---	---
	民 営	11	100.0%	3	27.3%	---	---	2	18.2%	6	54.5%	---	---	---	---
中国・四国地区	計	8	100.0%	---	---	1	12.5%	2	25.0%	---	---	4	50.0%	1	12.5%
	公 営	3	100.0%	---	---	---	---	1	33.3%	---	---	1	33.3%	1	33.3%
	民 営	5	100.0%	---	---	1	20.0%	1	20.0%	---	---	3	60.0%	---	---
九州地区	計	3	100.0%	---	---	1	33.3%	---	---	2	66.7%	---	---	---	---
	公 営	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	民 営	3	100.0%	---	---	1	33.3%	---	---	2	66.7%	---	---	---	---

回答のあった保育所を地区別で見ると、その割合が東海地区が24.5%、北海道・東北地区が23.8%といずれもほぼ4分の1を占め、この2地区で半数となる。次に、北信越地区18.3%、関東地区13.6%、近畿地区12.2%と続き、中国・四国地区5.4%、九州地区2.0%であった。

所在地区別でみると、小都市Aが27.9%、中都市22.4%と、この2分別で半数を占めている。続いて、県庁所在地19.0%、都区部・指定都市14.3%、小都市B9.5%、町・村6.8%であった。

②認可年数

保育所の設置が認可された年について、公私別、地域区別にみたのが表NO.8である。これまでの、日本保育協会の各種調査の結果とほぼ同じように昭和45年以降に認可された保育所が、55.8%と約半数を占めている。また、公私の別でみると、平成12年以降認可された保育所は私立が圧倒的に多く、昭和55年から平成元年の間も私立の認可数が多くなっている。平成12年以降は、保育所の民営化が法定化され、さかんになってきているためであり、昭和55年以降の10年は保育所が増加した時期である。外国人児童への保育もこの流れの中で影響を受けてきたといえるであろう。

地区別に見ると、回答保育所数が多かった東海地区、北海道・東北地区は、時代の流れとは違った公立が多い結果となっている。

表NO.8 地域区分別 施設認可年

		総計		24年以前		25～34年		35～44年		45～54年		55～平成1年		平成2～11年		平成12年以降	
全国	計	147	100.0%	11	7.5%	25	17.0%	29	19.7%	50	34.0%	11	7.5%	5	3.4%	16	10.9%
	公 営	69	100.0%	5	7.2%	15	21.7%	16	23.2%	26	37.7%	3	4.3%	3	4.3%	1	1.4%
	民 営	78	100.0%	6	7.7%	10	12.8%	13	16.7%	24	30.8%	8	10.3%	2	2.6%	15	19.2%
北海道・東北地区	計	35	100.0%	1	2.9%	3	8.6%	8	22.9%	8	22.9%	7	20.0%	2	5.7%	6	17.1%
	公 営	16	100.0%	---	---	2	12.5%	6	37.5%	5	31.3%	2	12.5%	1	6.3%	---	---
	民 営	19	100.0%	1	5.3%	1	5.3%	2	10.5%	3	15.8%	5	26.3%	1	5.3%	6	31.6%
関東地区	計	20	100.0%	1	5.0%	---	---	4	20.0%	11	55.0%	---	---	---	---	4	20.0%
	公 営	10	100.0%	1	10.0%	---	---	2	20.0%	6	60.0%	---	---	---	---	1	10.0%
	民 営	10	100.0%	---	---	---	---	2	20.0%	5	50.0%	---	---	---	---	3	30.0%
東海地区	計	36	100.0%	5	13.9%	9	25.0%	4	11.1%	11	30.6%	2	5.6%	3	8.3%	2	5.6%
	公 営	21	100.0%	3	14.3%	5	23.8%	2	9.5%	8	38.1%	1	4.8%	2	9.5%	---	---
	民 営	15	100.0%	2	13.3%	4	26.7%	2	13.3%	3	20.0%	1	6.7%	1	6.7%	2	13.3%
北信越地区	計	27	100.0%	---	---	7	25.9%	8	29.6%	11	40.7%	---	---	---	---	1	3.7%
	公 営	12	100.0%	---	---	4	33.3%	5	41.7%	3	25.0%	---	---	---	---	---	---
	民 営	15	100.0%	---	---	3	20.0%	3	20.0%	8	53.3%	---	---	---	---	1	6.7%
近畿地区	計	18	100.0%	2	11.1%	4	22.2%	4	22.2%	5	27.8%	1	5.6%	---	---	2	11.1%
	公 営	7	100.0%	1	14.3%	3	42.9%	1	14.3%	2	28.6%	---	---	---	---	---	---
	民 営	11	100.0%	1	9.1%	1	9.1%	3	27.3%	3	27.3%	1	9.1%	---	---	2	18.2%
中国・四国地区	計	8	100.0%	2	25.0%	2	25.0%	1	12.5%	3	37.5%	---	---	---	---	---	---
	公 営	3	100.0%	---	---	1	33.3%	---	---	2	66.7%	---	---	---	---	---	---
	民 営	5	100.0%	2	40.0%	1	20.0%	1	20.0%	1	20.0%	---	---	---	---	---	---
九州地区	計	3	100.0%	---	---	---	---	---	---	1	33.3%	1	33.3%	---	---	1	33.3%
	公 営	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	民 営	3	100.0%	---	---	---	---	---	---	1	33.3%	1	33.3%	---	---	1	33.3%

③定員規模

保育所の定員規模について、公私別、所在地区別に見たものが、表NO.7である。91～120人定員のところが最も多く、28.6%、91人以上の保育所が62.6%と半数を超えている。この傾向は平成11年の調査時点でも同じ傾向がある。外国人保育を実施している保育所は、大規模保育所のほうが多い傾向にある。公私別、所在地区別にみると、この特徴は公立のほうが明らかで、町・村、中都市のほうがより明らかであった。

表NO.7 所在地区別 定員規模

		総計		45人以下		46～60人		61～90人		91～120人		121～150人		151人以上	
総計	計	147	100.0%	4	2.7%	19	12.9%	32	21.8%	42	28.6%	27	18.4%	23	15.6%
	公営	69	100.0%	2	2.9%	7	10.1%	13	18.8%	21	30.4%	14	20.3%	12	17.4%
	民営	78	100.0%	2	2.6%	12	15.4%	19	24.4%	21	26.9%	13	16.7%	11	14.1%
都区部・指定都市	計	21	100.0%	1	4.8%	4	19.0%	6	28.6%	9	42.9%	1	4.8%	---	---
	公営	11	100.0%	1	9.1%	1	9.1%	3	27.3%	5	45.5%	1	9.1%	---	---
	民営	10	100.0%	---	---	3	30.0%	3	30.0%	4	40.0%	---	---	---	---
県庁所在市	計	28	100.0%	1	3.6%	3	10.7%	5	17.9%	5	17.9%	7	25.0%	7	25.0%
	公営	12	100.0%	---	---	3	25.0%	3	25.0%	---	---	4	33.3%	2	16.7%
	民営	16	100.0%	1	6.3%	---	---	2	12.5%	5	31.3%	3	18.8%	5	31.3%
中都市	計	33	100.0%	---	---	5	15.2%	4	12.1%	12	36.4%	8	24.2%	4	12.1%
	公営	15	100.0%	---	---	2	13.3%	1	6.7%	6	40.0%	5	33.3%	1	6.7%
	民営	18	100.0%	---	---	3	16.7%	3	16.7%	6	33.3%	3	16.7%	3	16.7%
小都市A	計	41	100.0%	1	2.4%	5	12.2%	12	29.3%	7	17.1%	8	19.5%	8	19.5%
	公営	18	100.0%	1	5.6%	---	---	4	22.2%	5	27.8%	3	16.7%	5	27.8%
	民営	23	100.0%	---	---	5	21.7%	8	34.8%	2	8.7%	5	21.7%	3	13.0%
小都市B	計	14	100.0%	---	---	2	14.3%	3	21.4%	6	42.9%	1	7.1%	2	14.3%
	公営	8	100.0%	---	---	1	12.5%	2	25.0%	3	37.5%	---	---	2	25.0%
	民営	6	100.0%	---	---	1	16.7%	1	16.7%	3	50.0%	1	16.7%	---	---
町・村	計	10	100.0%	1	10.0%	---	---	2	20.0%	3	30.0%	2	20.0%	2	20.0%
	公営	5	100.0%	---	---	---	---	---	---	2	40.0%	1	20.0%	2	40.0%
	民営	5	100.0%	1	20.0%	---	---	2	40.0%	1	20.0%	1	20.0%	---	---

④定員充足状況

公私別定員状況をみたものが表NO.13である。定員を超過している保育所が、51.7%と半数を超えている。公私別であれば、私立のほうが多い。この傾向は、平成11年の調査時点でも同じ傾向であるが、当時に比べて、欠員の割合が高くなっている（前回34.3%、今回42.2%）状況から、定員を超過している意味は大きいであろう。それを多く私立が担っている意味も大きい。

表NO.13 所在地区別 定員充足状況

		総計		充足		欠員		超過	
総計	計	147	100.0%	9	6.1%	62	42.2%	76	51.7%
	公営	69	100.0%	4	5.8%	37	53.6%	28	40.6%
	民営	78	100.0%	5	6.4%	25	32.1%	48	61.5%
都区部・指定都市	計	21	100.0%	1	4.8%	5	23.8%	15	71.4%
	公営	11	100.0%	---	---	5	45.5%	6	54.5%
	民営	10	100.0%	1	10.0%	---	---	9	90.0%
県庁所在市	計	28	100.0%	1	3.6%	12	42.9%	15	53.6%
	公営	12	100.0%	1	8.3%	4	33.3%	7	58.3%
	民営	16	100.0%	---	---	8	50.0%	8	50.0%
中都市	計	33	100.0%	3	9.1%	14	42.4%	16	48.5%
	公営	15	100.0%	1	6.7%	9	60.0%	5	33.3%
	民営	18	100.0%	2	11.1%	5	27.8%	11	61.1%
小都市A	計	41	100.0%	3	7.3%	17	41.5%	21	51.2%
	公営	18	100.0%	2	11.1%	7	38.9%	9	50.0%
	民営	23	100.0%	1	4.3%	10	43.5%	12	52.2%
小都市B	計	14	100.0%	---	---	7	50.0%	7	50.0%
	公営	8	100.0%	---	---	7	87.5%	1	12.5%
	民営	6	100.0%	---	---	---	---	6	100.0%
町・村	計	10	100.0%	1	10.0%	7	70.0%	2	20.0%
	公営	5	100.0%	---	---	5	100.0%	---	---
	民営	5	100.0%	1	20.0%	2	40.0%	2	40.0%

(2) 在園外国人児童数

① 1か所平均外国人児童数

1か所平均外国人児童数を、公私別、地域区別にみたものが表Jであり、公私別、所在地区区別にみたものが、表Kである。地区別の保育所1か所平均外国人児童数は公立が9.4人、私立が8.6人、合計では9.0人である。地区別では、東海地区が、保育所1か所に18.4人とかなり多い。所在地区別では、中都市が保育所1か所に12.9人と多くなっていた。

表J 公私別、地域区分別 1か所平均外国人児童数

(人)

	公 営	民 営	計
全 国	9.4	8.6	9.0
北海道・東北地区	2.7	2.7	2.7
関 東 地 区	8.5	12.0	10.3
東 海 地 区	16.3	21.3	18.4
北 信 越 地 区	6.3	6.7	6.5
近 畿 地 区	10.6	3.9	6.5
中国・四国地区	10.0	5.0	6.9
九 州 地 区	—	3.3	3.3

表K 公私別、所在地区別 1か所平均外国人児童数

(人)

	公 営	民 営	計
全 国	9.4	8.6	9.0
都区部・指定都市	8.8	6.1	7.5
県庁所在市	6.8	6.3	6.5
中 都 市	16.2	10.2	12.9
小 都 市 A	7.3	9.8	8.7
小 都 市 B	7.8	4.7	6.4
町 ・ 村	7.0	15.0	11.0

②年齢別外国人児童数

公私別、年齢別、在園児童数は、表NO.18の通りである。平成11年のときと同様、3歳児以上の年齢が非常に多い。地域区分別の特徴的な点をみると東海地区では3歳児、4歳児、5歳児を占める割合が高い。しかし、近畿地区では5歳児が高く、北信越地区及び中国・四国地区では3歳児のみが比較的高い。幼稚園との関連も考えられよう。

表NO.18 地域区分別 外国籍在園児童総数

		総計		0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳以上児		回答数
全国	計	1,322	100.0%	83	6.3%	173	13.1%	257	19.4%	290	21.9%	274	20.7%	245	18.5%	147
	公 営	650	100.0%	38	5.8%	71	10.9%	131	20.2%	158	24.3%	140	21.5%	112	17.2%	69
	民 営	672	100.0%	45	6.7%	102	15.2%	126	18.8%	132	19.6%	134	19.9%	133	19.8%	78
北海道・東北地区	計	95	100.0%	13	13.7%	9	9.5%	24	25.3%	15	15.8%	19	20.0%	15	15.8%	35
	公 営	43	100.0%	4	9.3%	3	7.0%	12	27.9%	4	9.3%	12	27.9%	8	18.6%	16
	民 営	52	100.0%	9	17.3%	6	11.5%	12	23.1%	11	21.2%	7	13.5%	7	13.5%	19
関東地区	計	205	100.0%	17	8.3%	34	16.6%	43	21.0%	42	20.5%	31	15.1%	38	18.5%	20
	公 営	85	100.0%	2	2.4%	14	16.5%	9	10.6%	27	31.8%	17	20.0%	16	18.8%	10
	民 営	120	100.0%	15	12.5%	20	16.7%	34	28.3%	15	12.5%	14	11.7%	22	18.3%	10
東海地区	計	664	100.0%	29	4.4%	74	11.1%	114	17.2%	156	23.5%	163	24.5%	128	19.3%	36
	公 営	343	100.0%	15	4.4%	27	7.9%	65	19.0%	92	26.8%	86	25.1%	58	16.9%	21
	民 営	321	100.0%	14	4.4%	47	14.6%	49	15.3%	64	19.9%	77	24.0%	70	21.8%	15
北信越地区	計	176	100.0%	12	6.8%	32	18.2%	32	18.2%	44	25.0%	29	16.5%	27	15.3%	27
	公 営	75	100.0%	7	9.3%	15	20.0%	14	18.7%	17	22.7%	10	13.3%	12	16.0%	12
	民 営	101	100.0%	5	5.0%	17	16.8%	18	17.8%	27	26.7%	19	18.8%	15	14.9%	15
近畿地区	計	117	100.0%	10	8.5%	14	12.0%	30	25.6%	16	13.7%	21	17.9%	26	22.2%	18
	公 営	74	100.0%	10	13.5%	9	12.2%	22	29.7%	10	13.5%	11	14.9%	12	16.2%	7
	民 営	43	100.0%	---	---	5	11.6%	8	18.6%	6	14.0%	10	23.3%	14	32.6%	11
中国・四国地区	計	55	100.0%	1	1.8%	8	14.5%	13	23.6%	15	27.3%	9	16.4%	9	16.4%	8
	公 営	30	100.0%	---	---	3	10.0%	9	30.0%	8	26.7%	4	13.3%	6	20.0%	3
	民 営	25	100.0%	1	4.0%	5	20.0%	4	16.0%	7	28.0%	5	20.0%	3	12.0%	5
九州地区	計	10	100.0%	1	10.0%	2	20.0%	1	10.0%	2	20.0%	2	20.0%	2	20.0%	3
	公 営	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	民 営	10	100.0%	1	10.0%	2	20.0%	1	10.0%	2	20.0%	2	20.0%	2	20.0%	3

(山野)

(3) いつから外国籍児童、外国につながる児童を受け入れているか

表NO.30・31 いつから外国籍児童、外国につながる児童を受け入れているか（抜粋）

順位	1	2	3	4	5
全 国	H2～11年	H12年以降	S55～H元年	S45～S54	S35～S44
*147園から回答	32.0%	19.0%	17.0%	5.4%	1.4%

*未回答：25.2%

1. 大まかな傾向は、前回（H11年）の調査と変わりがない。
2. 未回答が4分の1を超えていて、受け入れ時期を把握しきれていないことが伺えるのではないか。
3. 今回の調査では、**昭和35年以降から受け入れが始まったとしている。**
*前回の調査では、昭和24年以前から受け入れているという報告がなされている。
4. 全国的な状況は上記の通りであるが、地区別・都市別に見ていくと、受け入れの時期が異なる。都市別の傾向としては、平成2年以降の場合が30%台と同じ特徴を示している。公営・民営別には顕著な特徴はない。
 - 1) 北海道・東北地区は、平成12年以降の場合が25.7%
 - 2) 関東地区は、昭和55年～平成1年の場合が30.0%
 - 3) 東海地区は、平成2年～11年の場合が47.2%
 - 4) 北信越地区は、平成2年～11年の場合が44.4%
 - 5) 近畿地区は、昭和45年以降、大きな山がない
 - 6) 中国・四国地区は、平成2年～11年の場合が62.5%と圧倒的である
 - 7) 九州地区は、平成12年以降の場合が66.7%と圧倒的である
5. 受入時期のピークは各地区・各都市の、外国人の在留状況（外国人が働く環境・条件など）を示していると思われる。

(4) どのような事情・背景で日本に滞在されているのか

表NO.32・33 どのような事情・背景で日本に滞在されているか（抜粋）

順位	1	2	3	4	5
全 国 *147園から回答	日本で仕事を探すため	保護者の結婚	保護者の仕事上の出張・出向	保護者が南米日系人	保護者の留学
	49.7%	38.8%	31.3%	29.9%	28.6%
	6	7	8	9	10
	保護者が中国残留孤児の呼び寄せ家族	保護者の研修制度を利用して	祖国での生活が貧しかったから	深い事情で聞き取りできない	その他
	12.2%	10.9%	9.5%	6.1%	5.4%

1. この項目は、今回新たに設定したもので、その結果が興味深い。
2. 保護者の仕事を理由とした内容が多いが、南米日系人・中国残留孤児の呼び寄せ家族の場合も「仕事探し」が主たる在留理由ではなかろうか。
3. 保護者の結婚が高いランクにあるが、昨今の国際化事情を示しているが、いつ頃から多くなってきたのだろうか。
4. 保護者が「難民・中国残留孤児」という状況は減少してきて、孫や呼び寄せ家族のこども世代になってきているのだろう。
5. 「日本で仕事を探すため」が一番のランクであるが、保育所の数を拾ってみると次の通りである。「東海地区」に多いことは「自動車関連工場への就労」と推測され、小・中都市の場合には「工場の立地地区にあたるのでは」と推測される。

	1	2	3	4
地 区 別	東 海：29	北信越：16	北海道・東北：9	関 東：9
都 市 別	小都市A：24	中都市：21	県庁所在市：8	都区部・指定：6

(6) 外国人児童の入園が集中する傾向があるか

表NO.36・37 外国人児童の入園が集中する傾向があるか（抜粋）

	1	2	3
全 国	はい	いいえ	わからない
*147園から回答	42.9%	27.9%	25.2%

1. この項目も今回の調査での新しい項目であるが、入園しやすい保育園への集中が進んでいることが分った。
2. あくまでも推測であるが、異国にあって、同じ国籍の人々が同じ所に集まることによって親交を深めたり、情報を収集・交換したりするということのごく自然な状況とも考えられる。とりわけ、外国人の在留が集中するような地区においてはこの傾向が大きいことも予測される。（集中する傾向がありとする割合は地区別に次の通りである。）

地 区	東海地区	中国四国地区	関東地区	北海道東北地区	北信越地区	近畿地区
集中傾向あり	72.2%	50.0%	45.0%	37.1%	25.9%	22.2%

3. しかし、保育の国際化という意味においては、「外国人の偏在化」は残念な状況と言えないだろうか。

(7) 保育園において外国人保育のための保育士研修を行っているか

表NO.38・39 保育園において外国人保育のための保育士研修を行っているか（抜粋）

	1	2
全 国	行っていない	行っている
*147園から回答	69.4%	29.9%

1. 研修が余り行なわれていないという現状が明らかになった。
2. というよりも、どんな研修を行なうことが「保育の国際化」に役立つことなのかが把握しきれていないこと、特に保育現場では検討できない現実を物語っているのかもしれない。
3. 大きな研修課題の一つは「コミュニケーション手段としての言語」であろうと思われるが、日常の保育（園児との日常保育）においては言語の障害は大きな課題とはなっていない

いのではないか。(外国人園児との日常的なやりとりについては、日本語で大丈夫と安易にとらえてしまっていないだろうか。)従って、保育現場での言語取得が職場全体の緊急課題・研修となっていないのではないか。一つの外国語に集中しているならば、言語習得は可能であり、研修・学習の焦点が当てられるが、何か国語ともなれば難しいとも考えられる。

4. 研修はあまり行なわれていないことが分かる。「保育の国際化」の課題は多いが、そのための研修の具体化(内容・教材など)を図るに至っていないということではないだろうか。

表NO.40・41 外国人保育のために行っている保育士研修(抜粋)

順位	1	2	3	4	5
全 国 *44園から回答	外国人保育のマニュアルや参考書などを利用	園内研修	園外研修に参加	その他	外国語学習の機会を保育園内外で待つ
	54.5%	50.0%	31.8%	18.2%	13.6%

1. この結果は、実際に外国人のために研修を行なっている保育所のもので、具体的な研修の実施・開催については全国的な課題であることが分る。

2. 「外国人保育のマニュアル」とあるように、それぞれの現場に合った具体的な研修計画・内容・教材などの検討・具体化に至っていないのではないだろうか。

3. 外国人児童在籍数が多い保育所であれば、研修の実施が具体化できるが、在籍数の少ない保育所ほど、日常の対応と合わせて、研修の具体化が難しいのではないだろうか。

(8) 力をそそいでいる異文化プログラム・行事などの取り組み

表NO.42・43 力をそそいでいる異文化プログラム・行事などの取り組み

順位	1	2	3	4	5
全 国 *147園から回答	保護者に日本の子育てへの理解をすすめる	外国語の広報物を発行	その他	外国の遊び・文化・食事を取り入れる	外国語学習を取り入れる
	55.1%	22.4%	22.4%	12.9%	11.6%

1. 各保育所で、色々な工夫がされていることが予想される。
2. しかし、統計上では、「保護者に日本の子育てへの理解をすすめる」という項目が圧倒的である。
3. 「その他」の中身について、具体的な内容が把握できなかったのが残念である。
4. 「保護者に日本の子育てへの理解をすすめる」のに対して、「外国の遊び・文化・食事を取り入れる」「外国語学習を取り入れる」は、〈保育の国際化〉によって、日本人の園児たちにとって、日本人の国際化にとって、良い取り組みとなっているのではなかろうか。
5. 外国人児童が在籍していることは、私たち日本人にとって良き学び・体験につながっていることが多いようだ。

表NO.70～75の分析

- ・外国人の親子はどのような問題をかかえているか
- ・外国人保育についてどのような問題をかかえているか
- ・外国人児童が保育園に通うことには、他の児童や保護者にとってよい影響があるか

上記の3つについて質問し、自由記述回答とした。

日本の保育所に外国人児童が入所することでの課題・問題は多いと思う。

ものの見方・考え方が異なる人たちが同じところに集い、生活を営むところには、大小多少を問わず、何らかの問題・課題が生じて当たり前ではないだろうか。まして、異なる国（見方・考え方に加えて、言葉が異なる）の人たちが同じ営みを図ろうとする「国際化」においては更に、その課題・問題は複雑ではなかろうか。今回の調査で、各地の保育所から送られてきたアンケートには、保育現場の課題や問題が記されている。

1. 課題・問題を大きく、複雑にしている課題は「言葉」…

「言葉が通じない」ことが一番大きな課題ではないか。日常的な保育の現場では、日本で生まれた児童と保育者とのやりとりは「日本語」で支障がないと思うが、保護者とのコミュニケーションや事務連絡・確認においては、保護者にとっても、保育者にとっても、「言葉」の問題が大きい。（保育所からの連絡や手紙の内容が理解できないまま、確認できないままであることが多いとも聞かれる。）

2. 「異なっていて当たり前！」というスタンス…

価値観の多様化・複雑化が日本において言及されるようになり、自分と他者の違いについての意識化を強く感じるようになってきている。国が異なる者同士になると更にそのことが意識

されるが、「異なっていて当たり前！」という考えやスタンスは前向きであると考えられる。同時に、「異なっていて当たり前」だけに止まっていて、異なっていることから起因される課題・問題を具体的に解決することを避けることにはなっていないかという恐れも考えられる。

3. 日本の保育・子育ての考え・方法押し付けていることにはなっていないか？

日本の保育所であり、日本人の保育者が運営しているから当たり前と思いつつ、こんな反省・思いを感じている。アンケートの中には「外国人児童や家庭から学ぶことが多い」というようなものがあるが、外国人の児童や保護者は日本の保育園からどんなことを学んでいるのだろうか。外国人に日本の子育てを押しつけることにはなっていないだろうか。外国人の子育てや家族の絆の強さについて私たちが学ぶことも多いと思う。

4. 「保育の国際化」とは言っても、単に日本の保育所に外国人児童が入所しているに過ぎないのではないか？

「国際化」というのは、国の違いを踏まえて、相互に学び、協力・協働することではなかろうか。保育所という限定された場に集う児童・保護者、保育者が互いに共感することが「保育の国際化」ではなかろうか。保育生活を通じて、日本人の親子・家庭にとっても、外国人の親子・家庭にとっても相互に学び合うことができる良い機会としたいものだ。

5. 児童の国が多くなる程、課題・問題は複雑

これも当たり前のことではあるが、言葉・宗教・食事など、その課題・問題が複雑化し、保育の現場は混乱するのではないか。又、外国人児童が少ない保育所程、対応が大変という面があると聞く。多い保育所であれば、積極的な、具体的な対応が図れるが、少ない保育所は対応策・経験がないために対応に苦労されているようだ。

(松浦)

(9) 外国籍児童、外国につながる児童の保護者において、ひとり親家庭があるか

・外国籍児童、外国につながる保護者において、ひとり親家庭の実態

外国籍児童の保護者は、母国で結婚し、子どもを産み家族で来日する家庭や、独身で来日し、日本で外国籍同士結婚、また日本人と結婚して、子どもを産む家庭とさまざまな形態が考えられる。最近では、来日した保護者の2世として日本で生まれ、日本の生活習慣や学校教育を受け社会に出てから、子どもを産み、親になり、子育てをする家庭も増えてきつつある現状である。

現在、ひとり親家庭の実態を調べてみると、全国で、「ひとり親家庭がありますか」の問いに対して、「はい」が42.9%、「いいえ」が53.7%と、ひとり親で子育てしている家庭が半数近い数字を出していることがわかる。また、「わからない」が0.7%、「未回答」が2.7%であった。公営、民営別で見ると、公営は「はい」が50.7%、「いいえ」が44.9%と、ひとり親家庭が上回っている。民営は「はい」が35.9%、「いいえ」が61.5%と、公営との差がみられた。地域区分別に見てみると、著しい差がみられる地区は、東海地区で、ひとり親家庭の「はい」が77.8%、「いいえ」が16.7%と圧倒的な差がみられた。ついで、関東地区で、「はい」が65.0%、「いいえ」が35.0%であった。その他、北海道・東北地区、北信越地区、近畿地区、中国・四国地区、九州地区においては、ひとり親家庭の方が少ない結果がでている。

所在地区別では、都区部・指定都市、県庁所在市、小都市B、町・村では、ひとり親家庭の方が少ないが、小都市Aでは、ひとり親家庭が上回っている。中都市では、同率となった。

・ひとり親家庭の父子、母子状況

全国の総計63園に対し、母子家庭のみであるとの回答が57園。父子、母子家庭ともにあるは、6園であった。やはり、母親がひとりで子どもを育てている家庭が、圧倒的に多い数字が出ている。父子、母子ともあると回答した6園の地域区分は、東海地区と北信越地区のみという結果になった。また、所在地区別でみると、県庁所在市、中都市、小都市Aであった。

全国の外国籍在園児童数が最も多いのが東海地区であるため、何らかの原因でひとり親家庭になり、母親が働き子育てをし、子どもが保育園で生活しているという高い数字がでている現状である。

・ひとり親家庭の割合

全国で、「1割」が44.4%、「2割」が15.9%、「3割」が4.8%、「4割」「5割」が3.2%、「わからない」が3.2%、「その他」が23.8%、「未回答」が1.6%となった。「その他」の記述の中に、ひとり親家庭が1割にも満たない園もあった。

・ひとり親家庭の原因（離婚）の場合

ひとり親家庭になった原因は、家庭の事情によりさまざまなことが考えられるが、多くは「離婚」による結果なのではないかと考え、調べることにした。

全国では、「1割」が30.2%、「2割」が7.9%、「3割」が0%、「4割」が1.6%、「5割以上」が11.1%と、5割以上の割合も多くなっている。また、「わからない」が39.7%を占めており、ひとり親家庭になった原因を把握できていないことが伺える。

・ひとり親家庭の原因（死別）の割合

全国では、死別の割合は、ゼロであった。

そして、「いない」が31.7%、「わからない」が38.1%、「その他」が3.2%、「未回答」が27.0%となった。

死別が原因で、ひとり親家庭になった割合は、全く数字を表さなかったが、「わかならい」が「いない」を上回っているということは、外国籍児童、外国につながる児童の保護者のひとり親家庭を受け入れ保育をしているが、実際のところ現場の保育所は、なぜひとり親家庭になったのかということあまり把握できていないことが伺える。日本国籍のひとり親家庭を考えてみても、個人のデリケートな部分でもあるので、本人があまり言いたくないということもあるのではないかと思う。まして、言葉や文化の違いがある外国籍の保護者との親密なコミュニケーションを図ることは、とても容易ではないことだと思われる。

(10) 保育園での食事の味に慣れ、外国籍の親の作る食事を食べてくれないという悩みの対応

・外国籍保護者の食への悩みの対応

日本で生活をするということは、衣食住は切り離して考えられないことであり、「食べる」という行為に関して、食生活の違いから保育所に預けている外国籍の親にどのような悩みがあり、その対応をどのようにしているか調査した。

アンケート結果の多い順に、

- ① 食事習慣のちがいについて伝え合う (38.8%)
- ② 日本の味が出せるよう親に料理を教える (11.6%)
- ③ どちらも食べられるよう工夫する (10.2%)
- ④ 親と一緒に食事内容を考える (9.5%)
- ⑤ 保育所での給食を家庭での食事にあわせる (7.5%)
- ⑥ 食育活動として食事交流 (3.4%)

となった。

しかし、「その他」の回答が①よりも多く（44.2%）、「その他」の記述の中では、

- ・宗教上食材（肉）の制限があるため、家庭と連携を図り個別対応している
- ・家庭から弁当持参
- ・文化の違いの中で日本食を食べない子が多いので、食事を日本の生活習慣に合わせてながら理解を求める
- ・給食に慣れるよう働きかけている

という、個別な対応をしながら、保育所で子どもが無理のないように給食を食べられるよう働きかけていることが伺える。

そして、多くの記述に

- ・特別なことはやっていない
- ・慣れるので特に心配はない
- ・悩みは聞いていない

などがあげられた。

子どもが初めて保育所に通い、外国籍の保護者以外が作る食事を口にしたとき、保育所に入所した年齢によって違いはあるが、始めは保育所の味に抵抗を感じるものの、保育所生活を重ねていくうちに慣れ親しんでしまい、今度は、外国籍の親の作る食事に違和感を持ち、食べなくなってしまうことがあるが、多くの回答の中に親自身があまり悩んでいないことが伺えた。しかし、悩んでいないのか、悩んでいても言えないのか、その点が気になりなところである。子どもは、保育所で給食をよく食べている姿を目にするが、家庭でどのような食事がなされているか、宗教上はつきりしている部分是对应できるが、見えてこない部分に対応しきれていないのではないかとの懸念が残る。

（福山）

(11) 保護者とのコミュニケーションについて

ここでは保育園と外国人保護者とのコミュニケーションに関わる7つの設問について取り上げる。外国人の保護者の場合、日本語が話せる人はそれほど多くない。言葉の違い、生活習慣の違いなどもあり、保育園の方針やスケジュール、用意する着替えや食事、行事のなどを伝えるのも大変な困難だろう。

設問9は、保護者とのコミュニケーションということで、コミュニケーションをとるためにどのような手段を講じているかを聞いている。それによると、最も多いのが「通訳の援助を受けている」が全体で27.9%（公営23.2%、民営32.1%）であり、次に「外国語の保育マニュアルなどを揃えている」が全体で25.2%（公営34.8%、民営16.7%）となっている。一方では「外国語会話はできないが園としてなにもしていない」というのも全体で15.2%（公営13.0%、民営17.9%）あり、少数ながら「園として大変困っている」のも4.8%（公営4.3%、民営5.1%）見られる。これだけ外国人児童が保育園に在籍する時代であるのだから、基本的な外国語の保育マニュアルは保育界全体で用意する必要があるのではないかと思われる。また通訳の援助があるから大丈夫というわけではない。「お弁当」と通訳してもそれが何かわからない保護者もいる。例えば一般的に中国では冷たいご飯を食べる習慣が無く、お弁当といわれても日本人の考えるお弁当がまったく想像できないという。出身国によって注意してフォローする点も異なってくると考えられる。

(12) 親から生活相談を受けたことがあるか

設問10は「親から生活相談を受けたことがあるか」であり、次の10-1で「それはどのような相談か」を聞いている。まず、アンケート結果を見ると多数の保育園が相談を受けている。全体では72.1%（公営78.3%、民営66.7%）である。さらに相談内容をみると、「各種書類の読み方」47.2%（公営38.9%、民営55.8%）、「日本の習慣」34.9%（公営35.2%、民営34.6%）、「様々な行政の制度」24.5%（公営27.8%、民営21.2%）といった日本で暮らしていく上での相談も多い。もちろん、「しつけのこと」40.6%（公営40.7%、民営40.4%）、「我が子の発達の遅れ」21.7%（公営27.8%、民営15.4%）、「健診」16%（公営16.7%、民営15.4%）と子どものこともあり、「病気やケガの相談」というのも43.4%（公営42.6%、民営44.2%）もある。

外国人の親たちの立場や仕事は様々だが、最近増えているニューカマーといわれる外国人は、日本人が従事しないきつい仕事をこなす低賃金の労働者として日本で働くものが多い。そういった職場はニューカマーの外国人ばかりで、日本人の同僚がいない場合もあるし、言葉もうまく通じない中で、ちょっとしたことを相談できる人が身近にいないことが想像できる。そういった外国人の保護者にとって、毎日の送り迎えの時に通う保育園は困ったときに何かを相談で

きる唯一の日本人とのつながりとも考えられる。

また、日本で暮らしていると様々な書類が送られてくる。住民税の通知や国民健康保険料、予防注射や健診の通知。日本語の会話ができて、漢字の多い文章を読める人はさらに少ない。また健康保険料の通知の文章だけでは、日本の健康保険制度のことは分からないだろう。何が書いているのか分からずに、大事な予防注射の通知書や住民税の納付書を捨ててしまった、という話も良く聞く。保護者達が手探りで暮らす中で、保育園が大きな助けになっている様子が読み取れる。「仕事や職場」のことまで保育園に相談しているのだ（18.9%（公営25.9%、民営11.5%））。

保育園は昔から親たちの相談の場であった。子どものしつけはもちろん、仕事や夫婦の悩みの相談も日本人の保護者も保育者にしてきた。今や日本人の親も地域に知り合いも少なく、育児の経験に乏しく、子どものことを聞けるのは保育者だけ、というのも珍しくない。こういった孤立した親へのフォローも保育の通常業務である。だが、外国人の親の場合はそれ以上に日本の制度や職場の問題、おそらくは外国人特有の在留資格の問題などもあり、保育園のカバーできる範囲を超えているだろう。

(13) 外国人への支援団体などと連携しているか

そこで設問11では「外国人保育を行うに当たって、外国人への支援団体などと連携していますか」と外部のどこからか助けを受けているかどうかを聞き、次の11-1で連携先について聞いている。

まず「外国人の支援団体などと連携しているか」であるが、している35.4%（公営33.3%、民営37.2%）と全体の3割強と少ない。保育園が難しい相談などを受けながらも、他からの援助が無く、独自に対応していることが伺われる。さらに連携先をきくと、地方自治体61.5%（公営65.2%、民営58.6%）、地域の国際交流協会23.1%（公営21.7%、民営24.1%）、学校21.2%（公営21.7%、民営20.7%）、ボランティアグループ13.5%（公営13.0%、民営13.8%）と続く。

地方自治体が外国人児童を受け入れている保育園を支援しているように見えるが、これは連携していると答えている保育園のみの回答であるから、保育園全体から見ると2割強の保育園しか行政と連携していないことが分かる。行政では外国人市民への対応などは行っていないのだろうか。だが、すでに在住外国人は日本全体で見ると1.6%、200万人を超え、毎年急速にその数を増やしている。どの地域でも外国人住民がいる可能性があり、どの保育園でも外国人の児童を預かり、保護者への対応が必要になる可能性がある。そういう点から考えても、行政側の準備も必要であると思われる。

(14) 外国人の親子の受け入れの際に保育園側ではどのような準備が必要か

次に設問12で「外国人の親子の受け入れの際に保育園側にどのような準備が必要と思われるか」と聞いてみた。まず真っ先に挙がるのが「入園の案内書を外国語で用意」67.3%（公営75.4%、民営60.3%）、「面接にあたっての通訳の用意」68.0%（公営75.4%、民営61.5%）、「基礎的な外国語会話の練習」34.7%（公営36.2%、民営33.3%）、次が同率で「担当保育士はその国について勉強」「他児との交流をすすめる」が30.6%となっている。

(15) 外国人の親子を受け入れている保育園にどのような援助が必要か

設問13では「外国人の親子を受け入れている保育園側にどのような援助が必要か」と聞いてみた。第一位から順に見ると、「保育所から保護者への文章の翻訳」59.2%（公営71.0%、民営48.7%）、「外国語による入園のしおりの無料配布」57.8%（公営59.4%、民営56.4%）、「通訳のあっせん」52.4%（公営53.6%、民営51.3%）、「行政の支援」42.9%（公営37.7%、民営47.4%）、「マニュアルなど外国人保育への参考書の配布」40.8%（公営43.5%、民営38.5%）と、やはり言葉の問題への援助を求めている。「行政の支援」は幅広いが、通訳や翻訳の援助や、外国人児童が入園した際の職員の加配の援助なども含まれるだろう。

だが、入園の案内にしても通訳の用意にしても、何ヶ国語も必要なのが実情だ。外国人の出身地は多様化している。日本人は一般的に「外国人というと英語を話す」と考えがちだが、実際にはブラジル（ポルトガル語）、ベトナム、中国、フィリピン（タガログ語）と通訳の手配も難しいような使用言語の場合もある。個々の保育園が自分達だけで準備しようとしても不可能だろう。「保育園とはどういうところなのか」というような基本的なパンフレットも言語別に必要であるし、それぞれの国柄に応じた、保育のマニュアルなども必要だろう。地域や保育園によってはノウハウをかなり蓄積してきているところもある。保育園は毎日、外国人の保護者とうまくコミュニケーションできない問題を抱えている。早急に保育団体がイニシアティブを取り、保育界全体で言語別のパンフレットやマニュアルを用意するべきだと思われる。

（前田）